

令和2年第1回

# 臨時会会議録

会 期

令和2年1月21日(火)

会 議 日

令和2年1月21日(火)

東串良町議会

## 令和2年第1回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和2年1月21日 午前10時00分  
閉 会 令和2年1月21日 午前10時47分

### 出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一                      7番 前田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
総務課長	江口 勝志
福祉課長	吉永 広史
建設課長	甫村 良教
企画課長	中島 孝一
農地課長兼農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
総務課長補佐	上野 史生

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大園 保広                      書記      浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案第 1号 東串良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 東串良町水道事業給水条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 東串良町水道事業運営委員会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 東串良町児童館設置管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 東串良町定住促進住宅用地の貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第6号）

## 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案第 1号 東串良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 東串良町水道事業給水条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 東串良町水道事業運営委員会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 東串良町児童館設置管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 東串良町定住促進住宅用地の貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第6号）

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和2年第1回東串良町議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。  
日程の報告をします。  
日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 瀬戸山譲一議員及び  
7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

## ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 議案第1号 東串良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第1号 東串良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第1号 東申良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

農業委員会法が改正され、耕作放棄地の増加や農業者の高齢化など厳しい農業の生産現場の問題解決に向け、農地利用の適正化をよりよく果たすべく、農業委員会は活動を行っておりますが、今後は、人・農地プランの実質化などこれまで以上の活動と成果が求められていることから、農業委員会活動の強化を図るため、現在の定数を改正するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

3年前の12月議会で町長は農業委員会の法律が改正されましたということで、農業委員の定数及び農業委員を補佐する推進委員の定数を議会に諮られたわけです。町長の説明では、たしか6地区ありますよね、岩弘、川西、池之原、北部、南部ちいうようなことで、6人プラス1人は学識経験者を充てるんだということで農業委員を7名にするんだと。それには足りないところについては推進委員で、5名の推進委員を設けてやるんだということで非常に画期的な案を出されたわけです。それは町の行革委員会で諮問されたのを検討されて出されたと思うわけです。13名を12名に下げるんだということで、町長の意見を重く受けとめたわけなんですけど、そのとき私もそれに賛成いたしました。今回、大幅に定数をふやすわけなんですけど、その根拠と、もう一つは、以前から定数増についての話があったのか、2点ほど質疑したいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この定数のふやし方ですが、今議員おっしゃるとおり3年前に改正されて、それを受けて3年間やっていただいたんですが、もう2年ほど前から定数が、今、事務局長からも説明があったと思いますが、仕事量がふえているということで、年間大体1人当たり100件ほど抱えているということで、毎月の仕事量もふえて、毎月回るのが大体15件から20件ほど回っていらっしゃるという、そういう感じですね。

## 会 議 の 経 過

定数も足りないというのは事実だろうなと思っておりまして、もっとその詳細について、局長のほうに説明させます。

議 長（田之畑）

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長（高 吉）

それでは、お答えいたします。

現在、12名の定数を16名ということになっておりますけれども、岩弘から川西まで8地区に2名という考え方でおります。農業委員1名、推進委員1名ということで農業委員と推進委員が一体化して活動していただくという考え方でいるところです。令和2年度からの一番の仕事が農業委員会を通して利用権設定をしていないのが700件程度あるということで、それが令和2年度からの最大の仕事になるのではないかと考えているところでございます。それに付随して、まだアンケート調査で未完成な部分もありますので、その詰めとか、そういった業務がふえてくるということで現在16名にすれば、農業推進委員の負担度も少し軽くなるんじゃないかという考え方でいるところです。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

今町長の答弁、局長の答弁でふやす要因というのは理解したわけなんですけど、ただ、これが町長が2年前ほどから仕事量がふえたんだということを言われたわけなんですけど、昨年の9月議会で決算委員会をするわけです。そのとき決算委員長が、町長も御存じのとおり、事務局長に対して現在の課題とか、問題点はないですかということで、そのとき局長からの答弁は、全然増員とか、報酬の問題は出てこなかったわけです。そして、ちょっと前にさかのぼりますが、議会だよりが平成30年11月発行、1年半前なんですけど、議会だよりで議長が農業委員会会長との対談があります。この中で、どういう仕事をされていますかとかいろんなことを聞かれているわけなんですけど、その最後に議長が本農業委員会の今後の課題についてはないですかということを訪ねていらっしゃるわけです。そこで会長は本町の農業はいろいろあるんだということで一番の課題は、遊休農地の問題があるんだということを書かれているわけです。そこでも、多分ここで増員をしないとだめだと、仕事量が多いよというようなことがあれば、せめて1年ぐらい前から話があったんじゃないかと思います。昨年の12月26日に要望書が出されまして、1カ月もたたないうちに緊急に臨時議会を開いて増員もせないかんということを出されるわけなんですけど、ちょっと納得がいかないような、もうちょっと吟味をされたほうがいいんじゃないかと私は思っているわけです。

以上、意見を述べました。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

9 番 官地利雄君。

9 番（官 地）

事務局長にお尋ねしますが、農業委員会法が変わったということですが、これまで農業委員会には、時々政府や県政に対しても、あるいは町政に対してもですが、この建議をする権利というか、つまりもっと農業の分野ではこういうところに力を入れなさいと。例えば種子法の問題が国会でも議論になろうとしています、種子法を守れとか、そういう何か農業委員会として農業政策についての建議などをこれまでされたことはありますか。

議 長（田之畑）

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長（高 吉）

お答えします。

それにつきましては、今まで議題に上がったことはありません。

議 長（田之畑）

9 番 官地利雄君。

9 番（官 地）

私は、農業委員会が、具体的な農地の問題とあわせて、やはり今の農業情勢全体の問題、種子法がなくなればどうなるのか、そういうことも含めたもっと政策面での議論も必要な気がするんですよね。そういう意味では大いに局長、その辺の各地の例なども探しながら、農業委員会で議論するという方向でいってもらいたいと思いますが、人数の増だけじゃなくて、その辺のことも含めた取り組みをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（田之畑）

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長（高 吉）

お答えします。

今後、そういった問題についても検討していきたいです。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

9番 官地利雄君。

9 番 (官 地)

もう1回事務局長にお尋ねしますが、今回のこの条例の改正により、人数がふえ、農業委員会の体制及び処遇の改善が書かれておるわけですがけれども、他町村と比較して、少なくとも他町村並みに今回の改正によってなるのかどうか、その辺はどうなんですか。

議 長 (田之畑)

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長 (高 吉)

お答えします。

他町村並みの水準に持っていけると思います。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

1番 小川香織さん。

1 番 (小 川)

町長にお尋ねします。

今回、農業推進委員の方の報酬というのは、どのような財源から出されていていらっしゃるのでしょうか。

また、定数のほうがふえた場合、その財源というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。(聞き取り難し) ああ、定数か、ありがとうございます。間違えました。

議 長 (田之畑)

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番 西園 貞美君。

5 番（西 園）

3年前までは13名の農業委員でございました。3年前に法が改正されまして、12名という中で3年間運用されてきましたけれども、それで今回は16名と、急に4名の増員でございますけれども、私は反対意見として、農業者も減っている状況です。そういう中で農業委員の定員数を上げるのはどうかという危惧をいたしております。ですから、今回のこの提案につきましては、反対いたします。

議 長（田之畑）

次に、賛成者の発言を許します。

6番 泊 重巳君。

6 番（ 泊 ）

私は、平成29年度7月まで農業委員をさせていただいておりますので、議案第1号について、賛成の立場で討論いたします。

東串良町は農業が基幹産業ではございますが、農業者の高齢化に伴い、農業者が年々減少しております。農業委員の職務は、認定農業者への農地の集積、遊休農地の解消、新規農業者の参入が主でございます。今後の農業を維持していくためには、安心して若者が農業で生活できる体制づくりが必要でございます。今議案は農家数、農地面積からしますと、基準より大分低く、また大隅地域内の農業委員、農地利用最適化推進委員の委員数、報酬額は現在一番低いところでございます。私は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方が今後もなお一層頑張ってくださいのために、これからの農業を確立していただくために、この議案に賛成いたします。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

100ヘクタールに1人というようなことで参考資料があったわけですが。本町は、他町村に比べて水田は70%圃場整備は済んでおります。まして、他町村については、山間部を抱えて広範囲で活動されているわけです。それからもう一つは、農業委員のこういう新しい事業が来年度あるんだよというようなことでもあれば、増員については私は賛成したいと思うわけですが、町長の説明、それから我がまちの農業の環境状況を見まして、増員というのは、ちょっと問題じゃないかということで申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

ほかに。

3番 瀬戸山譲一君。

## 会 議 の 経 過

### 3 番（瀬戸山）

条件つきといったら、失礼なんですけども、賛成の立場からお話しさせていただきたいことは、水土里サークルで今度川西地区の耕作放棄地解消のお仕事をやらせていただいたんですけど、結構な山、やぶになっていたところの耕作放棄地解消に関して、今見に行っていただければわかると思うんですけども、きれいになって、そして今、イタリアンとか、牧草が植えてありまして、すごく見違えるようになったと喜んでいただいております。今この過程で、やはり農業委員会の担当の方がいろいろ尽力してくださって本当にスムーズにいった結果だと思っております。それを思うと、農業委員会さんの、さっき局長も言われましたけど、機能強化という意味では、これから大変大事なことじゃないかなと思います。それでこれからも農業委員の方々に、これからもいろんな多機能というか、いろんな場面において農業委員会の果たす役割ってすごく大きくなっていくと思いますので、頑張っていたいただきたいという意味で賛成させていただきます。以上です。

### 議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

なければ、これで討論を終わります。

これから議案第1号 東串良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

（賛 成 者 起 立）

### 議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 議 長（田之畑）

日程第4 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

## 会 議 の 経 過

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

御説明申し上げます。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

農業委員会法が改正され、耕作放棄地の増加や農業者の高齢化など厳しい農業の生産現場の問題解決に向け、農地利用の適正化をよりよく果たすべく農業委員会は活動を行っておりますが、今後は、人・農地プランの実質化など、これまで以上の活動と成果が求められていることから、委員会活動の強化を図るため、現在の報酬を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

今回農業委員の方が定数のほうがふえた場合、また報酬のほうが上がった場合の財源と現在の財源と今後の財源を教えてくださいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

局長に答弁させます。

議 長（田之畑）

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長（高 吉）

お答えいたします。

一般財源になるところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番 (小 川)

こちらの出された議案の中に、農地利用最適化推進委員という形、農地利用最適化という言葉が書いてあります。少し調べたんですけど、農地利用最適化交付金というのが平成27年に統計のほうが出されています。こちらのほうをよく調べると、業務に取り組みば取り組むほど、成果が上がれば上がるほど上乘せされ、委員報酬の上乗せができるという条例というか、交付金という形になっています。しかし、この交付金を使うには条例を定めていないと使えないということなんですが、本町ではその条例を定めていて、その中で成果報酬としての今現在の報酬金なのか、お尋ねします。

議 長 (田之畑)

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長 (高 吉)

今の質問についてお答えいたします。

今、議員が言われました農地利用最適化推進委員の報酬金につきましては、利用権設定、その実績に応じて交付される金額です。今回上げている報酬金の金額とは別の金額になります。以上でございます。

議 長 (田之畑)

1 番 小川香織さん。

1 番 (小 川)

ありがとうございます。こちらの成果報酬というのが上限がプラス6,000円、推進委員も委員の方も上乘せできるという交付金だそうです。調査のほうがちょっと古いんですけど、平成27年の調査、平成29年の調査では、これを活用していない市町村が多いということでした。現在出されている案についても、推進委員、また会長、委員のほうも6,000円、もしくは6,000円以上の報酬、増額の依頼というのもあるんですけど、こちらのほうの条例を定めて交付金ですということとは難しいのでしょうか。

議 長 (田之畑)

農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長 (高 吉)

お答えします。

今、そちらの議員が言われましたものとは全く別の今回上げている報酬の金額でございます。今の農地利用最適化の分については、アンケート調査、あるいは利用権設定の実績、それによって増減が決まっていくところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

今回のこの改定の金額につきましては、会長が6,000円の増、それから委員が6,000円の増、それから推進委員のほうが1万2,000円の増ということになっておりますけれども、金額的にはそう大したことではないと思うんですけれども、一般財源で先般の説明の中では、300万円の増となっていましたけれども、実績でパーセント的には、多額になっている状況でございます。農業者数も減っている中で上げるのは、どうも腑に落ちない気がいたしております。今回のこの増につきましては、反対いたします。

議 長（田之畑）

次に、賛成者の発言を許します。

6番 泊 重巳君。

6 番（ 泊 ）

先ほども申し上げましたけれども、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方が今後もお一層頑張ってください、これからの東串良町の農業を確立していただくために、私はこの議案に賛成いたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

順番が狂いましたが、反対の立場で討論させていただきます。

定数がふえたわけなんです、定数がそのままありますと、私もこの報酬については賛成したいと思っていたわけなんです、定数をふやして、また報酬も上げるとするのは、ちょっと町民の理解が得られるのかなということと、それから一般財源で

## 会 議 の 経 過

300万円の定数増に伴う報酬引き上げであるということ、これについてもちょっと問題だと思って、私は反対したいと思います。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

私は、賛成の立場で討論いたします。

今のこの表を見てみますと、面積も他町村に対してもそう変わりなく、また人数は、錦江町、南大隅町の委員数は大体半分ですよね。ここは24名、うちは12名ですね。だから報酬も大分差があると思います。農業委員の方にちょっと話を聞いてみたら面積も仕事量も他町村とそう変わりはないと。去年の8月か9月ごろ、農業委員の方がアンケート調査に回られたですよね。話を聞いたら、115、6件もしくは120件ぐらい一人頭抱えていると。1回行って会えばそれで済みますけど、2度、3度足を運んで大変だと。自分の仕事もできないのに、大変だと、農業委員は大変じゃがよ。たった2、3万円もろっせえという話でした。ですから、この金額は妥当ではないかと思うんですね。だから私はこの案には賛成いたします。

議 長（田之畑）

ほかにまだ討論の希望はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第3号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第5 議案第3号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

説明申し上げます。

議案第3号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

東串良町簡易水道事業が地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴い、東串良町上水道事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第3号 東串良町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第4号 東串良町水道事業給水条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第4号 東串良町水道事業給水条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

御説明申し上げます。

議案第4号 東串良町水道事業給水条例の制定について御説明申し上げます。

東串良町簡易水道事業が地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに  
に伴い、東串良町水道事業給水条例を制定するものでございます。よろしくお願  
いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第4号 東串良町水道事業給水条例の制定についてを採決します。  
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第7 議案第5号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第5号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

御説明申し上げます。

議案第5号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

東串良町簡易水道事業が地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴い、東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第5号 東串良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第8 議案第6号 東串良町水道事業運営委員会条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第6号 東串良町水道事業運営委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

御説明申し上げます。

議案第6号 東串良町水道事業運営委員会条例の制定について御説明申し上げます。

東串良町簡易水道事業が地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴い、東串良町水道事業運営委員会条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第6号 東串良町水道事業運営委員会条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第9 議案第7号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第7号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

御説明申し上げます。

議案第7号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

東串良町簡易水道事業が公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第7号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第10 議案第8号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例を廃止する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第8号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

説明申し上げます。

議案第8号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

東串良町簡易水道事業が地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴い、関係条例を廃止する条例を制定するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 瀬戸山譲一君。

3 番（瀬戸山）

ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回のこの条例改正がとり行われる前提となるのはちょっとこの前も委員会で質問させていただきましたけど、やはり水道を国が民営化する方針で多分その一環として出されてきたものだと思いますけども、将来的には、コンセッション方式と言いましたけれども、設備なんかは町は受け持って、そして運営かれこれのそういうお金の取り扱いについては、公営企業法とありますけれども、企業的理念でやられてくると思うんですけども、そのうちやはり民営化については、将来的には民営化に伴って民間企業が水道事業に参入することがあるのか。あるいはそういうことも考えられてのことなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時37分  
— ◆ —  
再 開 午前10時40分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第8号 東串良町簡易水道事業を地方公営企業法を適用する東串良町上水道事業とすることに伴う関係条例を廃止する条例の制定についてを採決します。  
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第9号 東串良町児童館設置管理条例を廃止する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第11 議案第9号 東串良町児童館設置管理条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

説明申し上げます。

議案第9号 東串良町児童館設置管理条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

児童館については、昭和42年に設置され、耐用年数も経過しており、使用上の危険性も高く、現在は児童館として利用されていないことから、条例を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

児童館を廃止することなんですが、跡地利用は町長の考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

跡地利用については、どうしてもあそこをきれいにしておりますので、あその円山公園とふれあいの森の管理もさせたいということで、できたら2階建てのやつを建設できたらいいなと思っておりますので、そういう方向性を持っております。以上でございます。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第9号 東串良町児童館設置管理条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第12 議案第10号 東串良町定住促進住宅用地の貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第12 議案第10号 東串良町定住促進住宅用地の貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

説明申し上げます。

議案第10号 東串良町定住促進住宅用地の貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

柏原定住促進住宅用地に係る貸付対象者募集に関し、用地名及び貸付単価を設定する必要が生じたため、東串良町定住促進住宅用地の貸付等に関する条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 泊 重巳君。

6 番（ 泊 ）

町長にお尋ねいたしますが、定住促進住宅は、人口減少を食いとめる対策事業でございます。第5次の第二ルピナスタウン池之原は、町外を対象に募集しておりますが、今回のマリンビレッジ柏原も町外を対象に募集されるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

柏原の定住地区につきましては、町内外を問わず募集しようという考え方でございます。特に町内の中でも柏原地区は過疎化が著しい地域でございます。そういったことも考慮いたしまして、町内の方も含めて募集要項を作成したいという考え方でおります。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第10号 東串良町定住促進住宅用地の貸付け等に関する条例の一部

## 会 議 の 経 過

を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第13 議案第11号 令和元年度東串良町一般会計補正予算 (第6号)

議 長 (田之畑)

日程第13 議案第11号 令和元年度東串良町一般会計補正予算 (第6号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

御説明申し上げます。

議案第11号 令和元年度東串良町一般会計補正予算 (第6号) について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,800万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会            午前10時47分